

連載

「落書き的論文」のすすめ (中)

現代日本の学問意識をめぐって

小島 潔

上篇では、上原における学問意識の形成と展開を、留学前、留学中、そして帰国してから敗戦までの、それぞれの時期について検討してきた。これらの時期を貫いて流れるのは、ヨーロッパを、コンプレックスの裏返しに過ぎない「対決」や「超克」の対象とするのではなく、知的かつ肉体的に「消化」することを通して、ヨーロッパと同じ地平に立たねばならない、という問題意識であった。本稿および下篇の課題は、そのように形成されてきた彼の学問意識が、敗戦という大変動を機にどのように転回し、1950年代の半ばにいたって、「世界史像の自主的・形成」という、歴史研究と歴史学習の国民化構想⁽¹⁾にどのように結晶していくかを追跡することである。

学問意識の転回——「世と喜憂を分た
ん」

敗戦は、上原の学問意識の土台に、また学問への姿勢に、大きな衝撃を与えた。戦後に活躍しはじめた若い知識人のなかには、たとえば丸山眞男のように「客観的情勢の激変にも拘わらず私の問題意識にはなんら変化がない」⁽²⁾として、軍国主義からの解放感のもと、ただちに活動を再開した

者も少なくなかったが、上原はそうすることができなかった。戦争協力」とは直接的には無縁であっても、戦前に自己の学問を作り上げていた世代の一人として、自己の学問への反省から出発することは避けられなかったのである。

敗戦から一年近くの間、上原はほとんど活動を停止していた。「まさに〔敗戦という〕生ずべきことが生じたのであり、まさに〔戦後の混乱という〕起るべきことが起りつつあるまでのことである」と、「歴史的省察の新対象」(1946年)の冒頭に記したように、状況を突き放して受け止めつつ、しかしその中で、自分のそれまでの学問について、とくにその社会的意味について、根本的な「省察」を加えていたのである。

上原が、ウィーン留学から帰国した後の20年間を、ヨーロッパからの知的自立を目指して、ヨーロッパの学知の創造的追体験(追試)に費やしたことはすでに見た(上篇「ゼミナールの継続——敗戦まで」参照)。彼がそのような実用性のない作業に、20年もの間、安んじて没頭しえたのは、学問と社会の関係についてある確信が前提されていたからである。すなわち、学問というのは、社会の短期的・実際的要求に直接関与するものではなく、より本質的・永続的

な問題の探求に従事することで、結果的に社会の知的開化に貢献することになるという学問研究の自律性と社会との間に予定調和が成り立つという前提である。

このような学問理念は、19世紀初頭のドイツで、新たな大学の出現とともに確立し、ヨーロッパ各地に近代的大学制度が整備されるとともに広がったものである。

日本でも、このような学問理念は、19世紀の末には知識としてはすでに知られていた。たとえば上原の周囲でも、東京高等商業学校の大学昇格要求運動(1920年に昇格)に際して、実業教育を重視する動きに対して、ドイツ帰りの福田徳三らを中心に盛んに主張されたものである(上原ももちろん福田の側にいた)⁽³⁾。その意味で、上原には留学前からなじみのある学問理念であったと言ってよい。しかし上原の場合とくに重要なことは、その後、彼がウィーン大学でドープシュのゼミナールの正式メンバーとして遇されるという、日本人留学生としては恐らく稀有の経験を持ったことである⁽⁴⁾。

「ゼミナール」という制度は、18世紀末にドイツの大学で生れたもので、それは学生が教授とともに「研究する主体」となることを通して「教育」されるという、研究と教育が一体化した新機軸であった。学生もまたそこで、単に研究技法を学ぶだけでなく、自己の生活全体を研究者として規律する研究者倫理をも修得することができた。研究者養成の効率性と高い学問的生産性を生み出したこの制度は、インスティトゥート(「研究所」と訳されることが多

いが、「研究室」のほうが近いだろう)の制度とともにドイツ大学の精華とみなされ、近代大学の範ともなった。この圧倒的な学問的生産性のなかで、先に述べた予定調和的学問理念も形成されたのである⁽⁵⁾。

「研究と教育の一体化」というドイツ・ゼミナールの伝統が20世紀のドープシュ・ゼミナールまで脈々と受け継がれていたことは、上篇で見たとおりである。上原は、このようなゼミナールを、多くの日本人のように、単に知識として、また制度として知ったのではなく、「認識成果獲得のための労苦にみちた技術者の作業」を自ら実践することを通じて、「技術」を支える「精神」や「倫理」をも、肉体的に修得したのである(上篇「ドープシュ・ゼミナールの衝撃」参照)。そんな彼が、敗戦まで——少なくとも「大東亜戦争」の前まで——実社会と学問の予定調和の考えに立っていたのは、自然なことであった。

しかし敗戦は、このような上原の学問意識に大きな転回を迫った。

すでに述べたように、上原は敗戦後、すぐに活動を再開しなかった。敗戦から一年近くの間、彼は「あえて無為と怠惰の月日を享受」していたのである。といっても茫然自失していたわけではない。「世間の混沌と低迷、窮乏と動揺の波動にむしろ甘んじて一身をまかせておき、強いて自主的に思考したり、意欲したり、いわんや行動したりすることを」あえて避けようとしていたのであって、それは「〔戦後社会の〕混沌と低迷の底が知れねば、意欲したとしても無意味であろう」と考えてのことであっ

た (⑮ 207 頁)。

敗戦から一、二年の間、学生や若い知識人たちの間に吹き荒れた「革命」の狂熱がどれほどのものであったか、今日では想像することもできない。少なからぬ学生が共産主義革命が目前に迫っていると信じていたし、旧来の支配体制を一掃して、「市民革命」や「民主主義革命」を実現しようという切迫した情熱が、大学の内にも外にも溢れていたのである。しかし上原は、外に向かって意欲し行動する代わりに、自分の内部の声にずっと耳を傾けていた。

しかし、そんな上原を、否応なく狂熱の場に引きずり出す出来事が起った。はからずも東京産業大学学長に選出されたのである (東京産業大学は東京商科大学が 1944 年 9 月に国策に沿って改称されたもので、47 年には上原学長のもとで、商科大学に復した)。大学教授会は 46 年 3 月に、大学独自に「学長候補者推薦規則」⁽⁶⁾ を定め、それに基づいて、6 月に戦後第一回目の学長選挙を実施した。その時、学長候補者として推薦されたのが、治安維持法で検挙された経歴を持つマルクス主義経済学者の大塚金之助と、学生から強い要望のあった上原であり、投票の結果、上原が選出されたのである⁽⁷⁾。

上原は学長就任を受諾した。こうして敗戦から一年近く続けていた「無為と怠惰の月日」は終わりを告げた。その直後、上原は、自ら「敗戦後総じて最初になされた筆業」(⑮ 207 頁) と言う「歴史的省察の新対象」(以下「新対象」) という論文を急遽書き上げた⁽⁸⁾。それは、「情勢に流され、自己〔の

弱さ〕に屈〕して引き受けた学長職が招来するであろう「危険」から自己を守るために、「自家用備忘録」として書き上げたものであったが (同前)、敗戦後に重ねてきた内省が、ここに盛り込まれたと考えることは自然であろう。

敗戦は上原に、国家を含めて、およそ「体制なるもの」への強い疑惑をもたらしていた (⑮ 18 頁)。この「体制」なるものへの疑惑は、戦後の上原の全思索を貫く特質の一つである。したがって、大学の再建も、学長になったからといって、組織・制度としての大学から出発するのではなく、なによりも歴史研究者として、あるいは一個の人間としての自己から出発すべきものと考えられた。彼が最も警戒したのは、大学改革がこの「自己」を閑却して、「組織・制度いじり」に墮する「危険」であった。社会のあらゆる変革は、それにかかわる個人の自己変革から始められなければならない、というのは、上原の一貫した考え方であった。なぜなら、自己変革は、それ自体がすでに社会の変革の最も確実な一部だからである。そこに、「新対象」が書かれなければならない必然性があった。

注目すべきは、このエッセイの冒頭で宣言された上原の学問意識の転回である。上原は次のように言う。「学術の世界、芸文の園は、もともと方外のものなのであり、世に求むるところもなければ、求められることを欲する底のものでもない。用は無用のうちに存するのであるから、世間への義理は十分に果しているわけであり、もつて意に介するにはあたらない」(⑮ 13 頁)。

このような学問意識が、上原がウィーンで修得し、敗戦まで続けたヨーロッパの「追試」を支えた学問意識であったことはすでに確認した。しかしこの言葉は、ここでは、ただちに次のように相対化されるのである。

「もとより学芸は、政治の、経済の、社会の主であるのでもなければ、従僕であるのでもない。しかしながら、というよりは、さればこそ学芸は、政治とともに、経済とともに、社会とともに、迷い、苦しみ、歎き、またそれらとともに悟り、楽しみ、悦ぶことをあえて嫌うべきこととなさず、いわんや恥ずべきこととはなさないのである。……世と喜憂を分たんとするは、学芸の極めて素直なる心情であろう」(⑮15頁)。

上原のこの言葉は、戦前の学問(自分のそれも含めて)に対する彼の批判のポイントが、なによりもそれが社会と「パラレリズム」(交わることのない平行関係。後出の「大学自治の理念」の中の言葉)をなしていたこと(⑮74頁)、国民大衆と切断されていた点に置かれていたことを物語っているだろう。

この点で想起されるのは、丸山眞男がかつて、敗戦後に「悔恨共同体」を形成した戦中知識人をいくつかの類型に分類したことである⁽⁹⁾。丸山は其中で「専門的・技術的知識人」というカテゴリーを設定して、次のように描写した。「〔彼らは〕自分たちはあまりに社会政治情勢に対して無知で、専門以外のことについては、いわゆる『学のない』国民大衆と全く同じに政府や大本営発表をそのまま素朴に信じながら自分の

仕事を続けてきた、今後はもっと世界的な視野を持たなければならないという悔いと反省」⁽¹⁰⁾を抱いた、と。上原がそのままこれに当てはまるわけではないが、丸山の分類からすれば、この範疇がもっとも近い点で、彼の「省察」の特質を考えるのに役に立つ。

両者を比較して気がつくのは、丸山の知識人類型が、自分たちが日本と世界の情勢に対して無知・無関心であったことを最大の反省点と考えている点である。その点で、知識人であるにもかかわらず、国民大衆と同じレベルであったことが自己批判され、だからこそ国民大衆の「啓蒙」が必要とされているのである。戦後啓蒙の一つの型である。

それに対して上原の場合は、むしろ、従来の学問が国民大衆に対して無知・無関心であった(パラレリズム)点が批判される。必要なことは、戦後啓蒙のように、国民大衆を(一方的に)啓蒙することではなく、まずなによりも彼らを深く理解すること、「世と喜憂を分たん」という言葉が示すように、自らが国民大衆の一部となる(国民大衆それ自体になる)までに理解することなのである。それは、情意的な一体化ではない。国民大衆の生々しい生活意識を、自らの学問の問題意識へと汲み上げるといって、それ自体きわめて知的な作業であった。

このような学問意識は、戦後知識人の多くが国民への啓蒙に邁進していた当時の学問状況の中では、際立って特異なものであったといえるだろう。この「国民大衆になる」という方法意識もまた戦後の上原の

学問活動に一貫して流れており、後になればなるほど強くなっていく特質であるが、その出発点がここに確認できるのである。

戦後の学問の基盤としての「世界史」

「新対象」の冒頭において、以上のような学問意識の転回を告白した上原は、このエッセイのなかで、まさに「世と喜憂を分たん」とする新しい学問意識を実践させてみせている。それはヨーロッパ中世史の専門家知識人としての権威の上に立った発言ではさらさらなく、あくまで「新なる命運に直面して、混沌のうちに軌道を見出さん」(15頁)と苦闘する一人の「生活者」(学者でもあり国民大衆の一人でもある)の、「素朴」とすらいえる省察であった。したがって、省察の対象として選び出された「新対象」も、なんら専門学術的なものではなく、国民大衆の混迷と苦悩の原因となっている「世界」の新現実であり、占領下「日本」の新課題であり、自己変革を強制されて戸惑う国民の一人としての「自己」であった。

「世界」と「日本」と「自己」というこの三つの対象設定は、今日からみると凡庸な、なんの変哲もないものに見えるかもしれない。しかしそれは、戦後の学問世界において圧倒的な優勢を誇っていた「近代」ディスコースに侵されていなかった点で、きわめてユニークであった。そのことは、たとえば同時期に出版された座談会「新学問論」と比読すれば明らかである。

この座談会は1947年の初頭に、雑誌『潮流』に掲載されたもので⁽¹¹⁾、参加者は、飯塚浩二(1906年生、人文地理)、瓜生忠

夫(1915年生、映画批評)、大塚久雄(1907年生、経済史)、川島武宜(1909年生、法学)、中村哲(1912年生、政治学)、野田良之(1912年生、法学)、丸山眞男(1914年生、政治思想史)の七名であった。専門も立場も異なる参加者が、戦後の学問のあり方をめぐってさまざまな角度から議論を交わしているのだが、その多様な意見を貫いて、ひとつの基本的枠組が全員に共有されていた。「近代」と「近代以前」との対比という時間軸がそれである。「近代以前から近代以後への学問の進展」(丸山)、あるいは「近代の生産力が近代以前の生産力と異なっている」(大塚)といった比較が頻繁に繰り返され、日本社会のあらゆる問題が「近代の欠如」「近代の不足」から生まれているとされる。「近代以前」の段階にある日本が、ヨーロッパに代表される「近代」をめざすのは当然であって、学問もまたその封建的・幫間的性格(権力への奉仕者)を克服して「近代的学問」となり、近代的生産力を推し進める実質的な力にならねばならない、ということが主張されたのである。

もちろん「近代化」は、明治以来の日本国家最大の目標であった。そして「近代化」に「成功」したとの自負が、日本を世界戦争に駆り立てたのだが、その惨憺たる敗北が、今度は近代化の「失敗」の証拠とされ、日本は「近代の超克」どころか「近代以前」にまで引き戻されることになった⁽¹²⁾。その結果、「近代」と「近代以前」との対比や「近代への欲望」が、戦前にもまして強化されることになったのである。

この座談会に限らず、敗戦後の日本社会のあらゆる局面での議論は、このような「近代」ディスコースによって貫かれていたことは、改めて言うまでもないであろう（その点はマルクス主義もまた例外ではなかった）。

上原の「世界」「日本」「自己」という問題領域の設定は、このような傾向とは明らかに異質である。その枠組みをなすのは、「近代」という時間性ではなく、むしろ「世界」という空間性であったからである。

世界を近代的時間性においてみると、世界の諸民族・諸社会は、ヨーロッパ近代を頂点とする発展の時間軸上に、それぞれの発展段階に応じて配置されることになる（横倒しされた世界史）。日本ももちろんその中に位置づけられ、近代へと駆り立てられる。そしてこのような「近代主義」は、ヨーロッパの言語を操り、近代＝ヨーロッパに近い位置にあって、近代を導入する通路でもあった「知識人」に、特別に高い権威を与えるものであった。その意味で近代主義は、少なくとも日本では、知的エリート主義とセットであったといえる。

しかし上原の三対象の設定においては、「近代」の欠如や不足が問題にされることはない。そもそも「近代」という言葉自体がそこではほとんど使われていないのである。彼にとって重要だったのは、世界を、「近代」という尺度でリニアに序列化された理念的構造にとらえることではなく、まったく新しい相貌をもって現前している「世界」と「日本」と「自己」を、歴史具体的なリアリティとしてとらえることであっ

た。

しかも興味深いのは、省察がより身近な「自己」や「日本」からではなく、最も上位の範疇である「世界」から始められている点である。その理由として彼は、第二次世界大戦を経てはじめて、一般の人々にまで人類意識や一体的な人類世界を創造することへの意志が生れたことを挙げている。これは、上原自身にとっても戦後の世界史意識の根底を形作る重要な意識であったが、ここではそれ以上踏み込まず、むしろそのような一体的な人類世界を実現するためには、まず現代世界の構造変動をリアルにとらえる必要がある、と論を進めている。それは一言でいえば、ヨーロッパを中心とした近代世界から、米・ソ・英が新しい世界秩序の形成と人類一体化へのイニシアティブをもった、現代世界への移行、である。日本にとっては、そこに、米ソ英とは異なった意味で重要な存在である中国（中華民国）を加える必要があるが、これが、1945 - 46年時点での、上原の現代世界像の骨格であった（⑮ 21頁など）。

しかしより注目すべきは、この新しい世界の構造変動を把握するためには、これまで存在しなかった新しい方法が必要になる、と上原が考えたことである。その方法とは、なによりも、これらの現実の「発生とその性格」、またこの現実が持つ「密度と迫力」を全体として「歴史的に考量」できるものでなければならない（⑮ 18頁）。つまりそれぞれの国家の発展を「国家史的・ならびに社会経済史的発展の跡」として個別に把握するだけでなく、同時に、それら

が相互に関連して形成した国際的な世界の展開においても把握しなければならない、というのである。要するに、現代世界の新現実（構造変動）は、それら諸国をして「現在の主要政治勢力」にまで「形成しえた全・世界史的経過のうちに通ること」（⑮ 21 頁）によって初めて十全に把握できる、ということである（国際政治学や国際関係論も同様の問題意識を持っていたであろう）。

しかし、このような認識の必要に対して、近代歴史学は十分に応えることができないと上原は言う。そのパラダイム——「民族史を相互に孤立化せしめ、これを並列的に取扱わんとする研究方法」や「自国中心の国家史的なる研究方法」——では、もはや戦後世界の新現実には捉ええないのである。いわんや「わが国において慣用せられ来たところの、日本史、東洋史、西洋史の三区分を立てんとする研究方法」などは、まったく役に立たないであろう（⑮ 19 頁）。

戦後世界の新現実が要請するこの「新しい歴史的な学問」を、上原は端的に「世界史」という古い名称で呼んだ。しかしこの「世界史」は、従来の「世界史」と決定的に異なっていた。

一つには、それがすでに述べたように、人類意識や一体的人類世界への意志によって下支えされていたことである。それと同時に、今ひとつ私たちが想起すべきは、かつて上原が、「大東亜戦争」の「世界史的考察」の要求に迫られたとき提起した「現代史的世界史」——「この大戦争そのものを出発点としてレトロスペクティブに世

界史経過の全体を把握せんとする方法」（上篇参照）である。現代世界の把握に際して、上原がこの「新対象」で提起しているものもまた、米ソ英中が主導する現代世界を「出発点としてレトロスペクティブに」、それが今あるような形になった「世界史経過の全体を把握せんとする」ことにほかならないからである。

しかし敗戦を間に挟んで、その前と後に提起された二つの「世界史」の間には、決定的な違いがあった。戦時期のそれが、世界史的考察の三類型の一つとして、「人類史的世界史」および「諸国民史の総和としての世界史」と並ぶものとされていたのに対して、ここでは、前者の二類型はまったく視野の外に置かれていた点である。

実はこれらの二類型こそ、それまでヨーロッパ世界で普通に言われてきたところの「世界史」であって、上原もまた、三浦新七の文明史やランプレヒトの世界史を通じて親しんできた「世界史的考察方法」であった。しかし、「新対象」にいたってはもはやそれらに言及することはなく、あたかも世界史といえば「現代史的世界史」しかないような扱いになっているのは、上原がここに至って、自らの「世界史」を、もはやヨーロッパの世界史記述に倣って叙述する必要はないことを自覚したからである。今求められている世界史は、現代の日本人の生活意識、生活現実から生まれる生きた問題意識を出発点として記述してよい、いやむしろそうすべきなのである。ここにも、戦後の上原の学問意識の転回——日本国民と喜憂を分たんとする姿勢——が確認できると

思われるのである⁽¹³⁾。

しかし、第二次大戦後に世界の構造変動が起こったからといって、ヨーロッパ史への関心が減退してよいということにはならない。なぜなら、「われわれの新なる関心」の対象となった「アメリカ、ソ連、ならびにまた中国」自体が、「非ヨーロッパ的な要素を含みつつも政治・社会・経済秩序形成の理念の淵源と根底とをヨーロッパ世界そのものの中に仰ぎ来たった」(15 22頁)存在であって、それらの理解にヨーロッパ史の理解は欠くことができないからである。

このような認識は、ヨーロッパを問い続けた上原の学問意識にとってだけでなく、日本の歴史学にとっても重大な問題を提起することになる。それは、ヨーロッパが現代世界の中で新たに位置づけなおされたことに応じて、ヨーロッパが世界史のなかで占める位置に変化が生じていることを意味するからである。そこからヨーロッパ史の全事象の意味が相対化され、古代・中世・近世という三時代区分も含めて、ことごとくが再審に付されることにならざるをえないだろう(15 21頁)。いや、なるはずであった。そうならなかったのは、戦後日本が、ヨーロッパの別の名前である「近代」への「跪拝」に逆戻りしてしまったことが大きな原因であったと考えてよい⁽¹⁴⁾。

次いで上原は「日本」の省察へと論を進める。

現在の「日本」が直面している最大の課題は、「占領」という異常な事態から生起

するものである。「現在から将来にかけての日本の存在と行動」とは、「日本を超えた世界的志向、または少なくとも国際的意志によって規定」されており、その国際的意志によって強制された「新なる汎世界的なる生活規範」をいかに内面的に消化して、「国内生活秩序の自律的形成」へと結びつけていくか、それが日本にとっての喫緊の課題であった(15 23頁)。この「汎世界的なる生活規範」は、従来の日本の制度や価値観とはあまりにもかけ離れており、直ちに受け入れることなど、とうていできないものであった。しかし、この「異質的なものへの跳躍的移行」(15 70頁)に成功しなければ、今後の世界における「〔日本〕民族の生存と存続」は保証されえない。敗戦は日本をそこまで追い込んでいると上原は考えていた。

このような危機的状況は、日本史上かつてなかったことであり、この問題を学問を通して解決することは、「世と喜憂を分たん」という学問的覚悟に立つ上原にとって避けることのできない課題であった。

課題の大きさ深さが日本史上未曾有のものであるだけに、それをあつかう学問的方法も、またそれに見合った深さ、大きさが要求されるであろう。まず必要なことは、「日本民族生活」の全体において形成されてきた生活意識・生活規範と、「汎世界的なるそれら」との、形成過程を含めた比較であろう。次いで後者の前者に対する「浸透様式とその迫力」とを考察することである。そのためには、日本人が過去において「異種的・外来的なる生活秩序及び規範」

とどのように接触し、それらをどのように内面的に消化してきたかを通時的に参照すると同時に、世界の歴史における「いわゆる文化交流」や「文化摂取」一般と比較する作業もまた必要である (⑮24頁)。それらを通じて初めて、「新なる汎世界的なる生活規範」の内面的消化への具体的道筋が見えてくるだろうからである。

では、このような要請にこたえ得る学問とはどのようなものであろうか。普通に考えれば、日本史学がその任に当たるべきであろう。しかし日本史学は、長らく「鎖されたる日本世界の内部に観察を終始せしめんとする」ものであり、日本歴史を「単純に自生的なもの・自己展開的なもの」と考えてきた (それは21世紀の今日においてもあまり変わっていない!)。今ここで必要とされているのはそのようなものではない。求められているのは、「世界の場における日本と外界との交渉」を通時代的にとらえうるような大きな方法なのである。言い換えればそれは、「世界史の具体的一部分として日本民族生活の展開と性格」をとらえることにほかならず、「日本史の性格と地位」を、「開かれたる世界の公共の場」において見定めることを意味した。私たちはこれを、従来の「日本史学」に対して、「世界史としての日本史」、あるいは「世界史的日本史」と呼んでもよいであろう。

戦後世界の新現実はもとより、占領下の日本の新現実、それが日本人に要請する新課題に対応するためにも、求められるのは世界史的方法・世界史的発想なのである。

以上のように、「世界」と「日本」について省察を加えてきた上原が、最後に取り上げるのが「自己」である。通常の世界史学や社会科学においては、「自己」は認識主体であって、認識対象とはならない。戦後華々しく展開した学問論においても、認識主体である「自己」を認識対象にした例はほとんどないであろう。しかし上原は、「世界」の新現実を、また「日本」の新現実を省察している自分自身とはそもそも何者なのかを問わなければ、それらの省察が根底あるものとはならない、と考えた。学界の約束ごとに従って論文を書いているならば、そんな厄介な問いにさらされることもなかったであろう。

認識内容の眞理性と認識主体のありかたとは切り離しえないとするこのような考え方は、認識行為であると同時に倫理的行為でもあろう。このような二重性もまた、上原の戦後の学問意識の際立った特徴の一つであった (このような学問意識が、一瞬ではあるが出現した時がある。1960年代末の大学闘争がそれである。しかしそれは、造反ごっこの空騒ぎによってすぐにかき消されてしまった)。

上原が「自己」を問わなければならないと考えた直接のきっかけは、戦時の自己と戦後の自己との間の「かくも顕著なる変転」の自覚であった。戦時の上原は、「思考と評価とを絶して、大いなる不可避の命運に自らを一任していた」。時流に積極的に乗るのでもなく、かといってあえて背くというのでもなかった (上篇参照)。この時の心事を、上原は戦争の真ただなかで執筆

した「鳩摩羅什考」⁽¹⁵⁾のなかで、羅什の
 出处進退に託して次のように語っている。
 西域に生まれたこのインドの学僧が、西域
 をめぐる政治的軍事的争奪の嵐の中で、「政
 治的現実というものをあえて肯定も、否定
 もしなかったその妙実存に、私は興味とい
 うよりはむしろ感嘆を覚え」(15 209頁)た、
 と。

しかし戦後の「自己」は、うってかわっ
 て、積極的かつ能動的であった。それは、
 戦後の混乱のなかで「自らに迫り来る多量
 の刺激群と印象群」とに「歴史的思考と省
 察」をほどこすことで、それらを「統御」し、
 自らの主体性を保持しようと苦闘していた
 のである。ここまで見てきたような「世界」
 や「日本」への歴史的省察が、まさにその
 「成果」であった。この「歴史的思考と省
 察」こそが、「現在の自己を特色づけている」
 ものであり、「自己」の「よりどころ」に
 ほかならないのは、上原には明らかであっ
 た。ここに、「この歴史的思考と省察とは、
 いったいいかなる意味のものであり、いか
 なる性質のものであり、いかなる価値のも
 のであろうか」(15 28 - 29頁)を問うことが
 「自己」への省察となる理由があった。し
 かし上原は、自分は哲学者ではないから直
 観的内観や論理に頼る能力はないとして、
 この場合も、「世界」に対して、また「日本」
 に対してほどこしたと同様の歴史的省察に
 よるしかないと考えた。言い換えると、「自
 己における歴史的省察の意味、性質、価値
 等」を、「歴史的思考・歴史学一般の歴史
 を顧みることによって、間接に、しかしな
 がら客観的に、捉えゆく」(15 29頁)ことが、

「自己」の省察の方法とならざるをえなかつ
 たのである。

「歴史的思考・歴史学一般の歴史」とい
 えば、日本の学問伝統では、ギリシア・ロー
 マの史書から始まって近代的歴史科学成立
 までの歴史を思い浮かべるのが普通であろ
 う。しかし上原の言うのはそのようなヨー
 ロッパに偏した観念的な知識ではない。いま
 現に、自分の内部に息づき、自己の生の
 原理とさえ実感される生きた歴史的思考の
 「権能」を確認するための、「自己省察」(15
 29頁)としての歴史なのである。それだけに、
 ヨーロッパを見ているだけでは到底不十分
 である。なぜなら、よく目を凝らせば、「自
 己」のなかには、ヨーロッパ的な歴史的思
 考とは異質の要素が厳存することに気づく
 からである。それはたとえば「先秦以来の
 中国の史書や思想」(15 3頁)であり、日本
 の歴史叙述の伝統である。それどころか、
 歴史的思考を相対化する非歴史的思惟とし
 ての「仏教を含めての古代印度思想」まで
 もがそこには見出されるのである。(上原
 はあくまで自己に即して語っているが、こ
 こに示されている思考の雑居性は、日本人
 一般の歴史的思考の特質でもあろう。)

しかし上原はこのような雑居性を認知す
 るだけに止まることはできなかつた。それ
 は、「ヨーロッパ的思考の影響下に立って
 はいるけれども、ヨーロッパ社会そのもの
 の住民ではない」一人の知識人における歴
 史的思考の在り方であり、克服されるべき
 知的弱さだったからである。したがってそ
 の省察は、「本来同時には並立しがたい諸
 要素や諸精神が、具体的なるこの自己にお

いていかに結合しているであろうか、または依然として水火のごとくに反撥し合っているであろうか、または陰翳を投げ合うことによってともかくも調和しているであろうかの実情」(⑮31頁)をとらえることとならざるをえない。このとき求められる方法が、「自己」の内部に存在する多様な系譜の歴史的思考を体系化しうるような、世界史的観察方法とならざるをえないことは明らかであろう。「自己」もまた「世界」や「日本」となるひとつの歴史的空間なのである。

*

「歴史的省察の新対象」は、著作集ではわずか19頁を占めるに過ぎない小篇である。にもかかわらずここまで長々と論じてきたのは、それが戦後の上原の学問意識の原型を示すものと考えたからである。一言で言えば、それは「認識基盤としての世界史の発想」と要約できるだろう。第二次大戦後の「世界」「日本」「自己」の新現実をとらえ、その諸問題に対処しようとする学問は、人文科学であれ社会科学であれ、すべて「世界史の発想」の基盤の上に建て直されなければならない。この発想こそ、上原にとってもっとも戦後的な学問意識であったと言えるのである。

戦後大学の創造——general education を求めて

もし上原が学長に選出されなければ、あるいは学長就任を受諾しなければ、前節に記したような「世界」や「日本」や「自己」の世界史的考察をさらに推し進め、戦後の

早い時期に大きな成果を生み出していただろうか。この問いは、1946年から49年にかけての大学問題への専心は、彼の学問にとってどんな意味をもったのか、という問いを含意している。この間彼は、上篇で述べたように、一篇の専門論文も発表していないし、学長退任以後も二度と執筆することはなかった。「世と喜憂を分たん」という覚悟が、上原を専門論文の執筆から遠ざけたことは間違いない。しかし彼は、確かに大学行政に全身全霊を傾けたが、残された文章を見るかぎり、それは大学行政官としてではなく、あくまで学者としてであったことも間違いない。そのことは、重大な行政的問題にたいしては、必ず、その意味や位置づけについて厳しい学問的吟味がなされたことから明かである。「世界」や「日本」の省察に際して加えられたと同様の歴史的吟味が、この場合もなされたのである。

しかしそれに劣らず重要なことは、大学行政へのかかわりが、彼に、学問の新しい見方、学問研究と教育とを同等の比重でみるという新しい問題領域を開いたことである。上原の学問意識に焦点を当てる本稿が、彼の大学問題へのかかわりに紙幅を割く理由もそこにある。

上原の学長としての職務は1946年8月26日から始まった。その上原がただちに取り組まなければならなかったのが、教職員の適格審査(戦争協力の有無)の問題であり、大学改革の問題であった。

前者はGHQの指令に基づき、大学ごとに、あるいは一定地区をまとめて、審査委

員会が設けられて実施された。東京商科大学の場合は、学長選挙とほぼ同時に始まり(46年6月)、11月にはひとまず終了した。この問題は上原の学問意識に直接かかわるものではないので、ここで触れることはしないが、彼の「世界史的考察の新課題」(1942年)が掲載された『統制経済』の主宰者常盤敏太が、審査の結果、三名の不適格者のうちの一人となり、免職になったことは付言しておこう。

大学改革問題においては、東京商科大学学長としての上原の活動は三つの方面で展開された。第一は、東京商科大学を新制大学へと移行させるためのプランの策定と実行である。第二は、GHQ・CIE(民間情報教育局)の示唆とサポートのもとで、全国の国公私立大学の学長によって構成された民間の任意団体である大学基準協会のメンバーとなり、新制大学の「大学基準」の策定に中心的にかかわると同時に、48年に文部省が設置した大学設置委員会にも、大学基準協会からの委員として加わり、新制大学の設置審査に当たったことである。第三は、戦後の新しい大学の理念を模索するという思想的探求である。

大事なことは、この三者は密接に絡まりあっていたことである。新しい大学理念の探求は、たんなる思想的な作業ではなく、第一、第二の実践作業を基礎づけ、導くものとして、また実施された改革を検証する原理として、遂行されたものであった。ここでは、大学理念を模索したテキストに焦点を絞り、その読解を行なうが、それをとおして、第一、第二の方面における上原の

学問意識のありかたにも言及することにした(16)。

戦後の日本の教育改革が、1946年3月に来日した第一次米国教育使節団の提出した『米国教育使節団報告書』(以下『報告書』)を、具体化する形で実行されたことは周知の通りである。教育使節団を迎えるにあたって、GHQは日本政府に受け皿となる組織の設置を求め(日本教育家の委員会)、それが母体となって、8月に教育刷新委員会が設置され、『報告書』の消化と、それに基づいた戦後教育の理念および制度の設計を担うことになった。この委員会が、首相直属の機関とされたことは、教育の官僚支配を軍国主義イデオロギーの注入装置とみなしたGHQが、戦後の教育改革から文部省の影響を極力排除しようとしたことを示すものであったといわれている。

上原が学長に就任したのは、『報告書』が提出されてから5ヶ月後、教育刷新委員会が設置された直後のことである。教育刷新委員会は、1946年12月に政府への第一回目の建議を行い、そのなかで新制大学の修業年限等の大枠を定め、それが翌1947年3月に公布された学校教育法に盛り込まれた。それにともなって、1947年初めから新制大学の設立・移行の準備が本格化し、最初は文部省が、3月からは後に大学基準協会となる「大学設立基準設定に関する協議会」がその作業を主導するようになった。上原は学長として、東京商科大学の新制大学への移行を主導するだけでなく、既存大学の審査、新制大学設立の審査においても

大きな役割を果たした。しかしその過程で明らかになったのは、新しい大学をめぐる、関係者や一般社会の議論のあまりの低調さであった。

「新制大学への関心」は「極めて外面的であり、機械的であり、便乗的」なものであって、大学の新しい「内的生命」に対する真剣な模索はどこにも見出すことができないと、彼は「大学の職能」⁽¹⁷⁾の中で書いている(⑤20頁)。『報告書』を踏まえて定められた学校教育法でも、第52条に「大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」とあるのみで、大学の職能を「平板」に羅列しているにすぎなかった。

このような状況を改善して、新しい大学のあり方について真に意味ある議論をする必要がある。そのためには、『報告書』がその「高等教育」の章において提起した大学理念を徹底的に咀嚼するしかないと、上原は考えた。それは、『報告書』が占領軍によって否も応もなく強制されたものだったからではない。「この本文、七十頁に満たぬものであるけれども、観察するところは鋭く、意図するところは高く、示すところは好意に満ちている……一の貴重なるドキュメントたるを失わない」(⑤21頁)からであった。

上原は『報告書』が公表された直後から、独自にその検討を開始していたと思われるが⁽¹⁸⁾、47年以降、新制大学の設立という実際作業に深くかかわるなかで、なにより

も大学の「職能」、つまり大学の社会的存在意義についての共通認識を確立する必要があると感じた。

そのためには、『報告書』の祖述でも、外面的・機械的な復唱でもなく、「新制大学の勸告者や起案者たち」の問題意識に深く入り込み、それを欧米の近代大学の歴史的コンテクストにまで差し戻して理解しなければならない、と考えた。こうして「大学の職能」は、ある種の歴史研究と言いうるものになったのである。

そのことを端的に示すのが、上記引用中の「ドキュメント」という言葉である。彼は『報告書』の文言を、吟味すべき「文書」=「資料」^{ドキュメント}と考えていたのである。

上原が『報告書』に提示された大学像においてなにより注目するのは、新しい大学が果たすべきとされた三つの職能(「一に知的探求の機能」「二に社会人育成のそれ」「三に職業人訓練のそれ」(⑤23頁)のいずれもが、「社会にたいする寄与の問題として意識せられている」点である。さらにそれらが「相互に区別すべきものとして意識せられ」ており、しかも三つの職能のいずれをも「同等の関心をもって果たす」とされている点であった⁽¹⁹⁾。このことが当時の日本でどれほど画期的なことであったかは、彼が48年に執筆した「大学教育の人文文化」⁽²⁰⁾を読むとよくわかる。19世紀以降、近代大学の範となったドイツの大学では、「大学が一の教育機関であることは、自明の事柄ではない。……大学なるものは何よりも……真理探究のそれ〔場〕として

意識せられているのであって、人間育成のそれは、漸く第二義的なものとして考えられている」に過ぎなかった(⑤42頁)。それを戦前の日本はそのまま踏襲し、「名ばかりの研究業績」(⑤45頁)を誇るに過ぎぬ学者たちが、「一般教育」の意味も分からないままに見下し、余計な手間だと言ひ、大学の値打ちが下がるなどと言ってはばからなかったのである。

だから『報告書』が、「社会への寄与」を根本義とし、「知性あるよき社会人」の育成、すなわち教育を大学の本質的な機能のひとつと位置づけたことは、ヨーロッパの学問の主体的消化に専心していた上原にとっても、衝撃的なことだったのである⁽²¹⁾。

『報告書』は、このような一般教育の過少を、従来の日本の高等教育の最大の弱点と指摘し、その克服のために、「カレッジおよびユニヴァーシティのカリキュラム」という節を設けて、自分たちが言うところの新しい general education (一般教育) のありかたについて詳細に説明していた。

「世と喜憂を分たん」という学問意識への転回をとげつつあった上原にとって、『報告書』の指摘は、自分がこれから目指すべき学問・大学教育への示唆に富むものであったことは間違いない。だからこそ彼は、『報告書』の指摘を鵜呑みにするのではなく、general education について「歴史化」の作業を行うことにしたのである。それはそもそもどういう歴史経過のなかで、どのような目的をもって生れ、どのような機能を果たしたのかをたどらなければ、それを真に理解することも、日本の大学に定

着させることもできないであろう。イギリス、ドイツ、アメリカにおける近代大学の比較史的研究ともいえる「大学の職能」が、general education の形成史に一つの焦点を定めていたのは、まさにその理由からであった。

このなかで上原は、general education の勃興について次のような要約を示していた。すなわち、産業革命を経た19世紀初頭のイギリスでは、技術者需要が高まり、大增設された新大学では実用的な技術者教育が偏重されるようになった。そのような傾向にたいして、知識人の間に危機感が生れ、オックスブリッジ以来の「知性ある善良なる社会人」「知性開発の方法を備えた社会人」の育成をめざして、古典語や文学、歴史、哲学といった人文的教養重視の動きが澎湃として起こり、それが教養教育へとつながっていった、というのである(⑤23-34頁)。この歴史過程は、一般教育が専門教育を希釈したのも、専門教育のための予備的教育でもなく、それらとまったく異なった目的、異なった内容のもの——「広範な人文的態度の培養」(『報告書』の表現)——であったことを明らかにしているであろう。

このような検討を踏まえて、上原たちが策定した「大学基準」は「一般教育」の存在を「新四年制大学の根底を為す」⁽²²⁾もの、つまり旧制大学と新制大学とを分つ決定的な要素と理解して、かなりの頁を割いて、「一般教養科目」としてカリキュラム化したのであった⁽²³⁾。

しかしことはカリキュラムだけの問題で

はなかった。大学における「一般教育」を考えたこともなかった大学人に、それを真に定着させることは至難の業であることを、上原は十分に予感していた。それはたんに教育革新の第一の前提とされた「教育人の自己革新」⁽²⁴⁾が不十分だという理由だけではなく、そもそも大学の三つの職能を同等に扱うこと自体がきわめてむづかしいことだったのである。

ここでも上原は、イギリス、ドイツ、アメリカの大学の比較的研究に基づいて、次のような結論を導き出した。すなわち、これら三職能が「19世紀初頭以来、その時々々の状況と国々の事情との相違に応じてさまざまに考えられ、主張せられた諸理想」であること、したがってそれらは相互に矛盾したり対立したりする場合もあること、その点からすれば、『報告書』は、それら「三種の歴史的形成物を一個の超歴史的・合理的意志によって横ざまに貫いたもの」と考えられるものである、と(⑤34頁)。

しかしそれは、『報告書』作成者たちがみずからの理想を語ったものではない。「少なくとも優秀なアメリカ大学においては、上記の三種の機能は同一大学内の別種の施設によってそれぞれ別個に果たされつつ、しかも同一大学の作業を形作っているという現実……即ち、一に人文的教養ある社会人の育成はカレッジにおいて、いわゆるアンダー・グラジュエートの学生を対象として行われ、二に専門学術の知的探求はグラジュエート・スクールと研究所においてなされ、三に技術者、職業人の要請は各種のプロフェッショナル・スクールにおいて行

われている」(⑤35頁)という事実に基づくものだったのである。これが、『報告書』の三職能弁別の「意識の明晰さと厳格さ」を担保していた条件であった。

しかし上原は、このようなアメリカの大学制度を「理想」として紹介したわけではない。このような制度も、現実には多くの問題を抱えており、「優秀なアメリカ大学」もそれらの改善に日々取り組まざるをえないでいることを指摘してもいた(⑤35頁)。

要するに彼の主意は、三種の職能が、欧米大学の長く多様な歴史的経験を要約したものであって、それらを「同等の関心」をもって果たすことは、先行して制度的整備を重ねてきたアメリカの大学さえなお多くの問題を抱えているように、きわめて困難なことであり、そのためには特別の注意と工夫を要するものであることを、日本の関係者(もちろん自分も含まれる)に認識させることにあったと思われる。「平然三職能を併挙して、それに伴う責任と課題との絶大なるを顧み」(⑤35-36頁)ないようでは、戦後教育改革の根幹である「一般教育」は定着しないどころか、すぐに形骸化し忘れ去られるであろう。上原の危機感は、半世紀以上たった今日、まさに現実のものとなったようである⁽²⁵⁾。

大学の自治——誰のための、なんのための？

新しい戦後大学の創造にあたって考えなければならないのは、その職能だけではなく、大学をどのように管理・運営するのかということ(大学行政)もまた、当然、

新しく考えられなければならない。

『報告書』は、この問題について、「大学自治」と「学問の自由」の必要を強調してはいたが、その具体化の多くは日本側に任されていた。しかしその任に当たるべき組織である教育刷新委員会も大学基準協会も、それぞれ目の前の課題に忙殺されて、そこまで手の回らない状態が続いていた。

その間も、大学管理の官僚統制を排除しようとするCIEの動きは活発で、地方教育委員会法案およびそれと深くかかわる国立大学の一部地方移譲の問題、さらに国立大学における「理事会」設置をめぐる問題も浮上してきた。このような状況に対して、大学基準協会も、『大学基準』の策定を47年夏に終えたあと、大学行政の問題に取り組むこととし、47年末には政府やCIEに意見書を提出、さらにそれを具体的な法案にまでまとめ上げることを目的として、翌48年2月に、上原専禄を委員長に据えた「大学行政研究委員会」を協会内に設置した⁽²⁶⁾。上原が戦後大学論の第二作「大学自治の理念」⁽²⁷⁾を執筆したのが、まさにこのタイミングであったことは、この論文の実践的性格を明確に物語るものであろう。

前節で対象とした「大学の職能」が、『報告書』に明示された大学の三職能を、基本的に是としていたのに対して、この「大学自治の理念」は、『報告書』における「学問の自由」と「大学の自治」についての「示唆と勧告」は、「重視すべき一要素」ではあるが、「断片的であり、時に抽象的」であるので、「一応それとは独立に……自ら吟味するところがなければなるまい」(563

頁)としているのが注目される。「学問の自由」および「大学の自治」については、『報告書』の勧告は、後に見るように、あまりにアメリカの事情に即しすぎていると上原は感じたのである。

大学の職能についての考察と同様、ここでも上原は、ヨーロッパ大学史の考察から始める。ただし「大学の自治」を主題とする今回は、近代をはるかに遡って、中世の大学が出发点である。しかしそれは、「大学の自治」の起源をそこに求めるからではなく、むしろ、近代的な「大学の自治」が中世のそれとどれほど異なっているかを際立たせるためであった。

上原は言う。中世における大学は、「学習し又は教授するという固有の共同利益を、他の団体や権力からの圧迫や侵害に対して保全し、その共同利益の増進をはかる利益団体であった」から、「初めから自由〔利益追求の自由〕が要請されていたと同時に、団体の管理や運営が自律的に行われねばならぬとする意味で、自治は当然のノルムとせられていた」(564頁)。大学もまた、手工業者のギルドや自治都市と同様、「固有の協働利益」を自力で守らなければならなかったわけである。それが中世大学の「自治」の中身であった。したがってそれを「一箇の権利関係として確保する」ために「最高権威たる皇帝、又はローマ教皇、又は国王たちと連繋して、彼らから自己の特殊地位を保障する特許状又は教書の類を取得するに努める」ことは、「自治の理念と何ら矛盾するものではなかった」(565頁)。

しかし中世末から近世に入って、「国王

の下に統一国家が形成せられるようになり、都市協同体も、ギルドも、その独立性と自律性とを喪失するにいたる」と、大学の「自治」もおびやかされるようになる。そのとき、大学がなおも「自治」(および「学問の自由」)を確保しようとするなら、それは従来とは異なった根拠を見出さねばならないだろう。19世紀初頭のドイツにおける近代大学の成立にいたって、それはひとつの結論にたどりついた。その内容を、上原は次のように要約する。

大学はみずからの「自治」の根拠を、「社会並に国家の全体生活における特殊職分遂行の場であること」に求めるようになった。その職分とは「真理の限りない探求と、遠き将来のために図る人間の最高度の育成」である。しかし大学が、そのようなことを一方的に自覚し主張するだけでは十分ではない。「大学をかかものとして評価し又は認容する自由主義的社会、並に国家」が成立することがまず必要である(⑤66頁)。そしてそれに応じて、大学も、「いわば聖別せられた独特の世界として、あたかも教会がそうであるように、それ自体の生活規範を有たねばならず、外界卑近の事情や都合がこの特殊世界の秩序と規範とを侵すことがあってはならぬ」(⑤66頁)とされた。大学の自治の理念は、自らの職責に対する大学自身の厳しい自覚と自己規律、そしてそれに対する社会や国家の側の評価、という「二大支柱」(⑤66頁)によって支えられなければ成り立たなかつたのである。

「大学自治」の理念の成立史を、ドイツ大学に即してこのように描く一方で、それ

と原理をまったく異にする大学管理の方式についても上原は言及した。それが、すでにふれた、CIEが日本の新制大学に執拗に導入しようとした「理事会方式」と呼ばれる、アメリカを発祥とする大学管理の方式であった。

アメリカの大学でも、建学初期には存在した「教授団を中心とする大学の自治性」が、19世紀以降しだいに失われていき、「大学の管理並に運営の主体として、いわゆるピープルの信託を受けたと解せられる『理事会(ボード・オブ・トラステーズ)』の類がつよく前面に現れてくる」(⑤67頁)ようになる。そこでは、「学問の探求と人間の育成とに直接携っている人々〔教授団〕の自律性よりも、大学がそれに奉仕するところの社会、その社会を具体的に成り立たしめているところの人民による管理の理念が、より重きを」なすものであった(⑤67-68頁)。いわばドイツにおいては、真理把握のための「学問の自由」の内的要求が、そのまま「大学の自治」の法律的要請を理由づけていたのにたいして、アメリカにおいては、「学問の自由」なるものは、大学において管理の大権を当然に行使する「社会からの贈物」と考えられていたのである(⑤68頁)。それは、大学管理の理事会方式には、大学自治・学問の自由への意欲が欠如していたことを意味するものではなく、社会によるコントロール(評価)への要請がより具体的であったということなのである⁽²⁸⁾。

しかし、理事会方式に対するこのような歴史的・社会的理解は、当時ほとんどなさ

れず、「理事会方式」といえば、「大学自治」の「権利」を奪うものと単純に考えられ、文部省も大学当局も学生も、強く反発したのであった。

上原自身は、現下の日本の大学においては、大学人による大学管理（大学自治）が適当であると考えていた。しかしそれは、「大学自治」が侵すべからざる「権利」であるとか、「理事会」方式に比して原理的に優れていると考えたからではない（アメリカを見れば、「学問の自由」は必ずしも「大学自治」を前提としないことは明らかである）。「大学自治」の前提として、大学の自覚・自己規律と、社会からの評価・認容を挙げた上原にとっては、「理事会方式」はそれ自体としては否定されるべきものではなかった。しかし、日本とアメリカとでは、大学の歴史的・社会的形成過程がまったく異なっていたし、また「アメリカにおいては各州の教育委員会や理事会が、むしろ慈惠的且つ寛容な態度と周到な叡智とをもって大学の管理にあたっていることも多い」（⑤70頁）のにたいして、日本にはそのような社会的条件は存在しなかった⁽²⁹⁾。そのことをよく理解しない『報告書』は、だから官僚統制を排することしか考えなかったのだが、日本の大学に必要なものは、実は「アメリカの諸大学において現在、存してはおらない高度の自治性」なのである（⑤71頁）。「高度の自治性」とは大学自治の不可侵性を意味するものではない。それは、社会に対する職責を深く自覚し、その遂行のために自己に厳しい規律を課す自律性によって担保されるものであり、その意味で

日本の大学人は、大学自治を「免除」されたアメリカの大学人よりはるかに困難な課題を担っていると上原は考えたのである。

しかし上原は、実のところ、日本の大学人の大学管理・運営の能力について大きな疑問をもっていた。それは、大学基準協会のメンバーとして、また大学設置委員会の委員として、全国の大学関係者に接するなかで、否応なく膨らんできた疑念であった。とくに旧帝国大学の「人をしてほとんど啞然たらしめる底の独善主義」に接したとき、上原はつくづく、「総じて大学なるものに果たして自治能力ありやを疑わしめる」（⑤71頁）との感慨を抱かざるをえなかった。このような独善主義が、戦後になっても、大学自治の名において横行している。だからこそ上原は、「大学自治の理念」の最後に、次のような問いを投げかけざるを得なかったのである。

「かくのごとき大学人による大学自治は、限界を知ることを欲しないものであろうか。それは又、大学管理と経営との一切の問題を処理すべき最高原理たるべきものであろうか」。あるいはまた、「教育・並に研究の基本方針の策定やその実施それ自体の面においても狭き自治性への一面的主張を超越しなければならぬ多くの考慮事項が存する」のではないのか、と（⑤72頁）。

大学が重視しなければならないのは、「大学の自治」そのものではなく、その目的とするところのものであるはずだ。「大学はそれ自身のために存するのではなく、国民の福祉と社会の進歩のために存在する」ものだからである。したがって、国民や社会

の側からすれば、「福祉とは何ぞや・進歩とは何ぞや、何ものが国民福祉の内容を構成し、何ものが社会進歩の実質を形作っているか」という問題に取り組むよう、大学の経営に発言する権利を有するのは当然であるし、むしろそれは義務でさえある。そのとき初めて大学は、「国民の苦しみと社会のなやみとを独自の方式〔学問という方式・方法〕の下に問題とし、独自の方法の下に解決しようと努力する」ことが自分たちの職責であることを自覚し、そのためには「自ら進んで国民と社会とより生ける課題と問題とを直接に受け取る工夫を凝らすこと」(⑤73頁)が必要であることを理解するだろう。大学もまた「世を喜憂を分たん」ことを求められているのである。

*

ここまで私たちは、戦後の大学改革に取り組むなかで上原が著した論考に沿って、彼の大学論を検討してきた。それらを貫いていた問題意識は、一言でいえば、大学と社会の関係を再定義することであったといえよう。そしてそのことは、当然、大学の中で行われる研究および教育の再定義という問題を含むであろう。これから創り上げようとする戦後の新しい大学のなかで、なにを、いかなる方法で研究し教授するのか、そもそもそれは、誰のための、なんのための学問なのかが問われていたのである。

大学の存在意義の一つとしての、「一般教育」による知性ある社会人の育成、そして大学の存立基盤としての、大学自身の自覚・自己規律と社会からの評価・認容の相互性——大学に関するこれら二つの「原理」

は、本稿の前半で触れた上原の学問意識の転回、および戦後的学問の基盤としての「世界史」の発想とも深くかかわるものである。それらもまた「国民の苦しみと社会のなやみとを独自の方式の下に問題とし、独自の方法の下に解決」するために、従来の学問を徹底的に疑い、作り変えようとする努力にほかならなかったからである。

それだけではない。大学の本質的機能として、「研究」と並んで「教育」があることを意識させられたことは、上原の学問意識にも新たに大きな影響を与えることになった。彼はしだいに、「研究」と「教育」が「統一(融合)」されたものとしての学問、という発想へと導かれるようになったからである。

しかし、結局のところ、彼の努力は報われなかった。1949年4月の新制大学発足時に、彼は新制大学の意義について、新聞から一文を求められた⁽³⁰⁾。そのなかで彼は「理想と現実とのへだたりが余りに大きいので、すっかり戸まどいしているというのが、いつわりのないわたくしの現状である」(⑤163頁)と述べ、「学問研究のきびしさ、人間教育のおそろしさというものが意識せられないで、何でもバスに乗り遅れまいとするあわただしい心情、何でも大学の看板を掲げねばというあわてた気持ち、この際校勢の拡張を行わねばというさもしい心根、そういうものに駆り立てられて」(⑤165頁)生れ出た新制大学も「若干」なくはなかったとも指摘した。一方で、「旧制の大学や専門学校として相当の実績を挙げってきた方面」でも、「新制の大学としてすぐ

れた実質を具備するためには、真に生れ替る覚悟と努力とが必要」であるにもかかわらず、相変わらず「研究者としても社会人としても視野はせまく、立論は固陋であり、主張は独断的」(⑤ 166 頁)な教授陣が少なくないことも指摘した。

新制大学発足を「寿ぐ」のにこれほどふさわしくない文章もないだろう。そして現実生まれ出た戦後大学への上原の失望と怒りの深さは、今日の大学にまで及ぶものではあるまいか。

では、新制大学への移行という最も困難な時期に、自身が学長を務めた東京商科大学はどうであったのか。彼の移行プランは「上原構想」としてすでに実証的な研究が行われている⁽³¹⁾。彼自身、新制一橋大学への移行に際して、文部省の度重なる「合理化」要求を拒絶して一人の犠牲者(首切り)も出さなかったこと、またそのことともかかわって、「社会学部」の新設を文部省に認めさせることができたことにわずかな慰めを見出していたが(⑤ 392 頁)、ここまで見てきたような大学職能や大学管理方式に関する認識を踏まえて、東京商科大学の改革に取り組むことは、彼の学長退任とともに、実現不可能となった。

それにしても、新制大学への移行を主導した学長が、何の失敗もないのに、再選もされずその道半ばで退くというのは、なんといっても不自然ではあるまいか。後年上原は、そのことを「学内民主化の『闘争』に私が敗北したからだ」(⑱ 288 頁)と言ったが、その事情はなお不明なままである。

想像するに、上原学長による学内民主化に反発する守旧派(恐らく商科大学の本流)が、学長改選時期になったのを幸い、学長候補推薦規則を巧みに利用して学生の意志を封じ、彼らの圧倒的な支持を受けていた上原の再選を阻止した、一種の「クー・デタ」があったように思われる⁽³²⁾。後年上原が、学長を「免ぜられた」と繰り返し言うのは(⑱ 288, 289 頁等)、まさにこのような事情を指してのことであったと思われるのである。

しかしこの事件は、上原個人の挫折に止まらない。大きくは、この頃から、教育改革だけでなく戦後改革全般が見直しの時期に入り、とくに朝鮮戦争(1950年)以後の第一次安保条約体制のもとで急速に進む反動化の、一つの先駆症状でもあった。実際、上原の後を襲って第二代学長に就いたのは、戦前以来旧文部省と深い関係にあり、戦後は吉田内閣の下で学者の追放解除に腕を振るった中山伊知郎であった。

注

- (1) ここで、上原の「国民」という言葉についてひとこと注釈を加えておきたい。今日、この言葉ははなはだ評判が悪い。「国民」という言葉はその裏に必ず「非国民」をくくりだし、差別と排除の概念とされたり、動員的手段とされるからである。上原は戦後、「国民」と「市民」を併用していたが、ある時期から「市民」をほとんど使わなくなった。察するに、日本語の「市民」の持つ、非闘争的で観念的な良識性のニュアンスを嫌ったためであろう。それにたいして「国民」は責任意識をとまなう政治的概念であり、おそらく *civis* や *citizen* を意識した言葉であったろう。
- (2) 「近代的思惟」『丸山眞男集』第3巻、3頁。
- (3) 一橋大学学園史刊行委員会『一橋大学百二十年史』(一橋大学、1995年)90-95頁、上原「韻松亭の夜」1960年3月23日成稿、⑤収録。

- (4) 上原と前後してヨーロッパに留学した田辺元や三木清も、留学先のリッケルトやフッサー、ハイデガーのゼミナールで歓迎され、報告なども行っているが、あくまでゲストとしての扱いであったようだ。南原繁のように、大学に通わず個人教授などで「勉強」する留学生も多かった。
- (5) ヨーロッパの大学史については、R.D. アンダーソン『近代ヨーロッパ大学史——啓蒙期から1914年まで』（安原・橋本監訳、昭和堂、2012年）、Ch. シャルル・J. ヴェルジェ『大学の歴史』（岡山・谷口訳、文庫クセジュ、2009年）、E. ヴァイグル『啓蒙の都市周遊』（三島・宮田訳、岩波書店、1997年）等を参照した。
- (6) 注（3）前掲『百二十年史』180 - 181頁。
- (7) この「推薦規則」には、学生の総意で不適とされた候補者は推薦リストから外されるという内規がついていた。それをもとに学生による候補者の「除斥投票」も制度化された。同前書181頁。このような学生参加は、文部省の強く忌避するところであり、規則の文言にもあいまいな部分があって、恣意的適用を許す余地があった。
- (8) 1946年7月12日成稿。⑮収録。
- (9) 「近代日本の知識人」『丸山眞男集』第10巻所収。初出は『後衛の位置から——『現代政治の思想と行動』追補』未来社、1982年）。
- (10) 同前書、255頁。
- (11) 『丸山眞男座談』1（岩波書店、1998年）所収。初出は『潮流』1947年1月号。
- (12) たとえば丸山眞男「近代的思惟」注（2）前掲書4頁など。
- (13) ただしこれは、「現代史的世界史」が日本独自の世界史方法論であるということの意味しない。上原の謂わんとするのは、「現代史的世界史」こそが世界史の普遍的な形であり、「人類史的世界史」や「諸国民史の総和としての世界史」は、それが特定の歴史的・社会的条件のもとでとる世界史の形態だということである。
- (14) 上原自身は、新しい戦後の世界史の問題意識に基づいて、従来とはことなつたヨーロッパ史像の試作に取り組んでいた。「ヨーロッパ史の諸時代」（1954年、⑧収録）がそれである。これは世界史像の自主的形成の見事な一例であるので、下篇で扱いたいと考えている。
- (15) 「鳩摩羅什考」は、1943年に三浦新七から執筆を要請されたものであるが、1945年6月24日、戦火のため中断を余儀なくされた。戦後になってから、未完成のまま1949年4月29日付けの「附記」を付して『一橋論叢』（三浦新七博士記念論文集）に発表された。
- (16) 以下の大学改革にかかわる記述は、基本的に、海後宗臣・寺崎昌男『戦後日本の教育改革9 大学教育』（東京大学出版会、1969年）によっている。50年あまり前の業績であるが、総合的な叙述として、今日なお基本的文献たることを失わない。上原専禄の第二の方面における活動についても随所で触れて、行き届いた理解を示している点でも有益である。
- (17) 1947年6月22日成稿。初出は『中央公論』1947年8月号。⑮収録。イギリス、ドイツ、アメリカの大学の比較史的考察が骨子となっているが、初出の際は、ドイツについてはほとんど触れていない。ドイツの大学観は日本で比較的よく知られていたという事情があったからと思われる。それに比してイギリスの記述が手厚いのは、上原の一般教養教育への強い関心を物語るものであろう。
- (18) 1946年9月に執筆した「教育革新の精神的前提」には、すでに『報告書』を検討していることをうかがわせる記述がある（⑮125頁）。
- (19) ここでいう「社会人」というのは、今日、私たちが言うところの「社会人」とは何の関係もない。「普遍的知識と知性を備えた社会人」（ニューマン）、あるいは「人文的教養ある社会人」というように、19世紀以降のヨーロッパの大学で育成すべきとされた人間類型のことである。
- (20) 1948年6月1日成稿。⑮収録。初出は『表現』1948年8月号。
- (21) 当時の大学改革の関係者のなかで「一般教育」の決定的重要性を理解したものは稀れであった（この時の状況が尾を引いて、今日の「一般教育」の惨状をもたらす一因となっていることは間違いない）。たとえば大学基準協会の佐々木重雄も、「general education というのははじめてだし、教育の方で言えば、高等学校までのが general education ですから、どうもはっきりつかめない」（吉田文『大学と教養教育——戦後日本における模索』岩波書店、2013年、79頁）と、旧制高校の教養主義的一般居郁と区別できなかつたし、教育刷新委員

会の城戸幡太郎も「アメリカの方から一般教育を入れるというんですが、ところがその当時、正直に言ってぼくには、アメリカの方でやっている一般教育がわからなかったのですヨ」と証言している（同前）。同様の証言はほかにもあり、これが、「一般教育」に対する当時の理解の水準であったと考えてよいだろう。その後「一般教育」についての勉強会が始められ、その理解もしだいに進むのだが、問題は、それが「アメリカ側から推奨された書籍」——HarvardのConant ReportやHutchinsのChicago Plan——といったアメリカ文献一辺倒の勉強であって、後で触れる上原が行ったような「一般教育」の持つ歴史的厚みや、アメリカ型が持つ偏倚に対する顧慮もない、非主体的なものであった点である。

(22) 『「大学基準」及びその解説』（国立国会図書館蔵、1947年）14頁。

(23) 同前書、3-6、14-15頁。

(24) 「教育革新の精神的前提」（1946年9月20日成稿、⑤収録。初出『商業教育資料』第二号、1946年12月）。引用は⑤122頁。

(25) この時期に、三職能の弁別の歴史や意味について深い理解をもたず、便宜的・機械的に大学・大学院制度に流し込んでしまったことが、今日にいたって、大学院重点化や法科大学院等の混乱につながっているのは明らかであろう。

(26) 以上の経緯、および委員会設置後の活動については、前掲『大学教育』第7章第3節に詳しい。委員会は驚くべき密度で議論を重ね、4月に「大学自治法案」を作成するところまでこぎつけた。しかしそれが一部「理事会方式」を採用していたことから、「大学自治」に反するとして批判を受けたため、上原は委員会の審議を停止し、その後、各方面からの再開要請にも応じようとしなかった。この三カ月後に執筆された「大学管理の一方式」（執筆時は未発表で、49年の単行本『大学論』に初めて収録された）は、理事会方式による大学管理が、アメリカにおいて形成されてきた歴史とその社会的意味を考察したもので、理事会方式を単純に「大学自治」に背馳するものとする日本の大学人の発想は、歴史を無視した狭隘なものであることを論証するものであった。

(27) 『世界評論』1948年4月号掲載。1948年2月21日成稿。⑤収録。⑤では、3月18日に「追記」し

たとあるが、おそらく「大学の職能」と同じく、雑誌掲載後の補足であろう。

(28) 「大学管理の一方式」については注(26)参照。

(29) このことの無自覚が、半世紀あまり後に、国立大学法人法のような、株式会社を模しただけの安易な「理事会方式」を導入することにつながったものと思われる。

(30) 「新制大学の生誕」（1949年3月30日成稿、⑤収録）。初出は『東京日日新聞』4月2日。

(31) たとえば鳥居朋子「戦後東京商科大学における自律的組織運営基盤に関する問題——「上原構想」に基づく改革過程に注目して」（『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要』第17巻第1号、2000年）などがある。

(32) 「学長推薦規則」における学生参加については、注(6)(7)を参照。学長選挙においては、学生の総意は決定的な意味を持っていた。この間の事情を直接に示す資料は確認できていないが、注(3)前掲の『一橋大学百二十年史』の180-183頁を熟読すれば、この時なにが起こったかはある程度推測可能である。

(こじま きよし 学問史・思想史研究)